

## 現場代理人・主任技術者に係る特例措置の継続について

今治市では、公共工事の適切かつ円滑な施工確保を目的とし、現場代理人・主任技術者に係る特例措置を講じていますが、令和4年度においても次のとおり運用を継続しますので、お知らせします。

### 1 現場代理人の常駐に係る緩和について

#### (1) 兼務要件の緩和

##### (ア) 請負金額

請負金額が3,500万円未満（建築一式工事の場合は7,000万円未満）

##### (イ) 件数

3件以内（ただし今治市以外の工事と兼務する場合は、2件まで）

##### (ウ) 現場間の距離

工事現場が共に今治市内、または、現場間の移動距離が30分以内

#### (2) 主任技術者の兼務が認められた工事の現場代理人の兼務要件の追加

建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼務が認められた工事は、現場代理人の兼務を2件（工事現場相互の間隔が10km以内の近接した工事）まで認めます。

#### (3) その他

詳細については、「今治市が発注する工事にかかる現場代理人、主任技術者、監理技術者の取扱いについて（令和4年4月1日改訂）」を確認してください。

### 2 主任技術者の専任に係る緩和について（建設業法第26条第3項により、専任を要する3,500万円（建築7,000万円）以上の工事）

#### (1) 兼務要件の緩和

##### (ア) 件数

2件まで

##### (イ) 現場間の移動距離

工事現場相互の間隔が、10km以内の近接した工事

#### (2) その他

詳細については、「今治市が発注する工事にかかる現場代理人、主任技術者、監理技術者の取扱いについて（令和4年4月1日改訂）」を確認してください。

主任技術者の専任に係る緩和について、兼務を認めない工事があるので、入札公告等には十分注意してください。